

社会的養護専門委員会
「被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ(仮称)」
の設置について

1. 設置の趣旨

児童福祉法に基づき施設等に措置された児童等(以下「被措置児童等」という。)への虐待はあってはならず、国や都道府県市の職員、施設職員や里親などの社会的養護に関わる関係者全てが根絶に向け不断の努力を行うことが必要である。

このため、厚生労働省においては、被措置児童等虐待の防止について事案とその対応に関する透明性を確保し、子どもの権利擁護を徹底する観点から、事例の事実確認等を担っている都道府県市から前年度の事例について報告を受け、毎年度、取りまとめの上公表しているところ。

今般、平成21年4月の被措置児童等虐待に関する届出等制度の施行から約5年が経過し、事案とその対応に関する事例が集積されてきたことを踏まえ、あらためて児童等虐待の防止、及び事案発生時及び発生後の対応の適正の確保の徹底を図ることが適当であることから、施設等及び都道府県等における今後の取組の向上に資するべく、社会的養護専門委員会に「被措置児童等虐待事例の分析に関するワーキンググループ(仮称)」を設置する。

2. 設置の根拠

児童福祉法第33条の17

国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があった場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

3. 進め方(案)

- ワーキンググループ(WG)委員は社会的養護専門委員会委員から、委員長が指名するものとする。
- WG では個別事例につき、都道府県市から既に提出された報告を基に、虐待予防や対応の適正の確保に資する具体的な方策等を調査・研究する。調査研究の結果は社会的養護専門委員会に対して報告する。
- なお児童の個人情報の保護の観点から、会議は非公開とする。